

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士 第5回

Part I INTERVIEW

市民の常識を企業・自治体の常識に

— 阪口徳雄弁護士の取り組み —

罷免

1971年（昭和46年）4月の修習修了式で、クラス委員会の委員長として「任官拒否された人に拒否理由を説明して頂きたい」と研修所所長に要請しました。修了式は1分30秒で終わりましたが、その夜に罷免されました。私の個人の判断ではなく、クラス委員会で決議されたから代表として行ったのです。まー若気の至りですね。2年後に多くの弁護士会や市民のおかげで再採用になりましたが、その2年間の大半は、全国各地に司法反動化の実情を講演して飛び回っていました。

弁護士会委員会活動

登録してから、20年位の間は弁護士会の委員会活動を一生懸命にやっていました。無派閥なので、委員会の割り当てが多かったのです。司法問題に関心があり 裁判所・裁判官のあり方や、陪参審のあり方などについて、調査、研究もしました。この間は市民との活動を心掛けてきたというわけではありません。

行政問題にも関心があり、行政委員会の委員長などもやらせてもらいました。その活動の中で、思ったのは、裁判所に、大きな壁を感じました。裁判所は、なかなか、変わらないんですね。市民の目線を法廷に取り入れられないといけないのですが、裁判所の改革、改善は簡単ではなかったです。

株主代表訴訟

そんなときに、松丸 正（25期）弁護士から、俺、株式持っているんだけど、この株式を使って株主代表訴訟やらんかと声をかけられました。ゼネコンの汚職が問題になっていました。平成5年の商法改正で、株主代表訴訟は、訴額が算定不能ということで、低額で訴えの提起が可能になりました。ゼネコン（ハザマ）汚職で、元会長らを被告としました。政治家への贈賄額を損害額とし東京地裁で勝訴しました。株主代表訴訟の威力が社会的に認知された初めての時でしたので興奮しましたね。企業の常識を世間の非常識で論破した事件でした。



有限会社 株主オンブズマン

この株主代表訴訟で弁護士報酬が300万円は入りました。それを原資として、有限会社株主オンブズマンを、森岡孝二関西大学教授と松丸 正弁護士とともに、設立しました。1996年（平成8年）2月のことです。多くの市民株主の株式を登録してもらい関係で、責任主体がはっきりする有限会社にしました。社長は森岡教授でした。学者や公認会計士、特に、多くの市民株主がその活動に参加してくれました。

高島屋、神戸製鋼などの総会屋への利益供与事件、リコール隠しや談合事件など、多くの株主代表訴訟などを提訴しました。

株主が市民として企業を監視していく活動に参加するという面と、日本企業のコーポレートガバナンスが問われる時代的背景があったと思います。

成果

株主としては、企業の監視という面があったので、それに沿う形であれば、和解という解決も行いました。和解条項で企業のコンプライアンスのあり方について指針を定めるというものもありましたし、近弁連が推薦する弁護士が入った外部委員会や株主側が推薦する外部委員会の設置を決めたこともありました。

もちろん、判決でけじめをつけるという一つの考え方だと思いますし、そういう意見も強くありました。ただ、企業の監視やコーポレートガバナンスという点から見た場合、単なる金員の支払よりも、優れた解決の方法もありうるということから、和解を決断しました。そのような手法が、マスコミや裁判所、あるいは企業側からも評価されたのかもしれませんが。

活動資金

市民活動における最大の難点は活動資金です。株主オンブズマンの場合は多くの市民や株主が毎年、毎年会費を納めてくれました。これが基本活動費ですが、それだけでは不足ですので、事業、キャンペーンごとに市民、株主の方からカンパを募りました。

当時、マスコミで株主オンブズマンの活動が大きく報道されていたのでカンパはかなり集まりました。株主代表訴訟で弁護士報酬が入ると、その弁護団に寄付をお願いしていました。役員の報酬開示の株主提案など非常に多くの活動を行いました。活動資金に困るということはありませんでした。市民と協働の活動で、マスコミにどのように報道して貰うか、その工夫が資金面での力にもなっていましたね。

株主の権利弁護団

その間、総会屋などの株主代表訴訟では民暴関係、談合なら独禁法関係、消費者問題に関する代表訴訟なら消費者弁護士等に要請し、弁護団を作ってもらいました。株主側の弁護士は合計で百数十人以上になります。これらの弁護団は、事件終了後に解散されるので、代表訴訟等の継続性に欠けるという問題がありました。

そこで、2010年（平成22年）6月、株主の立場から常に行動する「株主の権利弁護団」が結成されました。この弁護団は現在約25人位集まってくれ、精力的に株主の立場からの多くの裁判を行っています。文書提出命令などで成果も生まれてきています。「株主の権利弁護団」は、株主の立場から今後の活動を担ってくれるでしょう。その中には、企業の顧問弁護士を務める事務所の勤務弁護士さんもおられます。そのような弁護士が、弁護団に入ることによって、企業のコンプライアンス等に役立てば良いと思っています。

内部告発110番

2002年（平成14年）10月、「公益通報支援センター」を開設しました。森岡教授や片山登志子弁護士、松丸弁護士、公認会計士等で協力して立ち上げました。2006年（平成18年）4月に、公益通報保護法が施行される前でしたので、最初は、通報者にどのようにして通報するか支援する活動が主眼としていました。

法律の施行までの3年半で350件を超える通報や相談を受けました。ただ、なかなか難しい。告発につなげた事件もありますが、内部告発者に対する保

護が難しいので、結局は、事実上、仕事を続けるか否かという選択になってしまい告発を止めるという事件も相当数ありました。

2006年（平成18年）に法律が施行され、内閣府に公益通報者に対するアドバイスセンターや行政機関や弁護士会等に相談制度ができることから、個別の相談、救済はそちらに委ね、公益通報制度の啓蒙や、宣伝活動を軸とすることとしました。

現在

談合防止を目的として、2006年（平成18年）9月に、地方自治体の「入札改革支援センター」を、弁護士や公認会計士、自治体OBで設立しました。2007年（平成19年）にNPO法人となり、自治体や議員などとの勉強会やアドバイス、支援などを行っています。

最近では大手の談合などはなくなったとは思いますが、ただ、未だ残っている地域、業界も一部残っています。

現在は、地方自治体の改革に関心を持っており、改革派の市長を支援しようと思っています。地方自治体には顧問弁護士がいますが、議会には顧問弁護士がいない。そのような議会に対して、立法能力あるいはコンプライアンスという点から、弁護士が入っているのでは、むしろ、入るべきではないかと考え、「議会に顧問弁護士の勧め」をしようと思っています。

市民と協働の結果学んだ視点

多くの市民との協働の中で学んだのは「市民目線」ということです。今なお企業や自治体の常識が市民の非常識と批判されています。「法律の目線」は弁護士ですから当たり前ですが、どうやって、企業や地方自治体の内部に「市民目線」を持ち込むかが、これからの弁護士に要請される視点ではないかと思います。その点では若い弁護士さんが市民との協働の中から「市民目線」を具体的に学んで頂きたいと思います。

（ Interviewer：阿部秀一郎
Photo：高廣信之 ）